

岡山市産農水産物ブランド力向上チャレンジ事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山市産農水産物のブランド力を向上させることにより地域農業及び水産業の振興を図るため、農業者等による新たな技術若しくは作物又は商品の開発、農水産物の認知度の向上又は販路拡大に係る意欲的な取り組みに対し、予算の範囲内において岡山市産農水産物ブランド力向上チャレンジ事業補助金（以下「補助金」という）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次の各号に定めるところによる。

(1) 農業者

次の要件をすべて満たす者をいう。

- ① 本市に住所を有する者又は本市に主たる事業所を有する法人であること。
- ② 本市において農産物の生産を行うか又は委託を受けて農業作業を行っていること。
- ③ 次のいずれかに該当すること。

ア 認定農業者

イ 認定新規就農者

ウ 農業後継者クラブに所属する者

エ 経営耕地面積が30a以上の者

オ 農産物販売金額が年間50万円以上の者

(2) 農業協同組合、漁業協同組合

岡山市内を所管する農業協同組合、漁業協同組合をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、その要件については当該各号に定めるところによる。

(1) 新技術・新作物開発チャレンジ事業

新技術又は新作物（新品目及び新品種を含む。以下同じ。）の開発及び導入に関する調査研究で、次に掲げる要件をすべて満たす事業。ただし、市長が特に認めるものについてはこの限りではない。

- ① 市内において汎用化・一般化されていないもの
- ② 地域的な適応性、定着性、普及性があると認められるもの
- ③ 原則2年以内に成果が得られるもの
- ④ 企画の段階から、岡山県備前広域農業普及指導センター等又は農業協同組合又は高等学校の支援が受けられるもの

(2) 6次産業化チャレンジ事業

自ら生産した岡山市産農水産物を主たる原料として自らの名称で販売する商品の開発に取り組む事業

(3) 認知度向上チャレンジ事業

岡山市産農水産物の認知度の向上に資する、情報発信等に新たに取り組む事業

(4) 販路開拓チャレンジ事業

岡山市産農水産物の販路開拓に資する、岡山県外で開催される販売を主目的としない見本市、展示会、商談会等（以下、「見本市等」という）への出展に係る事業

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の表の補助事業の区分に応じ、補助事業者の欄に掲げるとおりとする。

補助事業の区分	補助事業者
新技術・新作物開発 チャレンジ事業	(1) 農業者 (2) 農業に関する高等学校生グループ (3) 農業協同組合、漁業協同組合
6次産業化チャレ ンジ事業	(1) 農業者 (2) 市内の高等学校、専門学校、短大、大学生グループ (3) 農業協同組合、漁業協同組合
認知度向上チャレ ンジ事業	(1) 3戸以上の農業者で構成するグループ (2) 市内の高等学校、専門学校、短大、大学生グループ (3) 農業協同組合、漁業協同組合 (4) 6次産業化チャレンジ事業申請者で以下の要件を満たす者 ア 6次産業化チャレンジ事業により開発した商品及び商品に使用する岡山市産農水産物の認知度向上に取り組む場合 イ 6次産業化チャレンジ事業の採択年度から起算して2年度以内に申請する場合
販路開拓チャレン ジ事業	(1) 農業者 (2) 農業協同組合、漁業協同組合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 市税を完納していない者

(2) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過しない者

(補助金の交付の制限)

第5条 同一の補助事業者に対する同一の補助事業に係る補助金の交付回数は、一会計年度に

において1回までとする。

- 2 他の補助制度等の対象となっているものについては、補助金の対象としない。ただし、市長が特に必要と認める場合を除く。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、補助対象経費の欄に掲げるとおりとする。

補助事業の区分	補助対象経費
新技術・新作物開発 チャレンジ事業	(1) 研究開発に要する原材料費 (2) 研究開発に要する用品費（1件あたりの金額は30,000円以内とする） (3) 研究開発に要する土地や機器等の使用料・賃借料 (4) 視察に係る旅費（補助対象経費の1/4以内とする） (5) 指導に係る謝金（補助対象経費の1/4以内とする） (6) 機械施設等の購入及び改造費（機械施設等の改造により新たな効果を生み出すことが主たる研究開発の場合に限る）
6次産業化チャレン ジ事業	(1) 試作品開発に要する原材料費 (2) 試作品開発に要する用品費（1件あたりの金額は30,000円以内とする） (3) 試作品開発に要する土地や機器等の使用料・賃借料 (4) 市場調査、加工及び成分分析等に係る調査費及び委託費（補助対象経費の1/2以内とする） (5) 視察に係る旅費（補助対象経費の1/4以内とする） (6) 指導に係る謝金（補助対象経費の1/4以内とする）
認知度向上チャレ ンジ事業	(1) パンフレット、ポスター等広報物作成費 (2) ホームページ作成費 (3) 商品ロゴマーク等のデザイン費 (4) 登録商標、地域団体商標等の出願等に係る経費
販路開拓チャレン ジ事業	(1) 見本市等の出展に係る会場使用料及び出展料 (2) 見本市等への出展に係る備品及び設備の使用料・賃借料及び設置工事費 (3) 通訳料及び翻訳料（海外で開催される見本市等に出展する場合に限る） (4) 外国語パンフレット等作成費（海外で開催される見本市等に出展する場合に限る。）

ただし、消費税及び地方消費税相当額については交付の対象としない。

(補助金額)

第7条 補助金額は、次の表の左欄に掲げる補助事業の区分に応じ、補助対象経費に同表中欄の補助率を乗じて得た額の範囲内で、同表右欄の限度額を上限として市長が定める額とする。

補助事業の区分	補助率	限度額
新技術・新作物開発 チャレンジ事業	10／10以内	1年目の場合200,000円 2年目以降の場合100,000円
6次産業化チャレ ンジ事業	1／2以内	200,000円
認知度向上チャレ ンジ事業	1／2以内	150,000円
販路開拓チャレン ジ事業	10／10以内	国内の場合150,000円 海外の場合250,000円

2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、同意書（様式第1号）とする。

(着手届及び完了届の免除)

第9条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

(実績報告)

第10条 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、事業報告書とする。

(状況報告)

第11条 市長は、補助事業者に、補助事業による効果を把握するため、必要に応じて報告を求めることができる。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年7月31日から施行する。

様式第 1 号（第 8 条関係）

同意書

年 月 日

岡山市長 様

補助金交付申請人

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名

岡山市補助金等交付規則第 5 条第 1 項の規定に基づく補助金交付申請にあたり，下記のとおり市税納付状況の確認を受けること又は担当課が市税の滞納無証明を取得することに同意します。また，市税に滞納がある場合，岡山市産農水産物ブランド力向上チャレンジ事業補助金交付要綱に定める補助事業に係る補助金等の交付決定を受けられないことについて，何らの異議も述べないことを誓約します。

補助年度	年度	補助金の名称	岡山市産農水産物ブランド力向上チャレンジ事業補助金	
補助事業の目的及び内容				
同意者 （上記同意内容及び誓約 内容に異議なき場合は署名 または記名押印すること。 法人は、法人名の入った法人 印または代表者印を押印して ください。）		住 所（所在地）	氏 名（法人名）	印
※担当課所見				

注 ※印の欄は記入しないこと。